

各都道府県・指定都市教育委員会

義務教育主管課長	殿
高等学校教育主管課長	殿
特別支援教育主管課長	殿

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宋戸 和成
(公印省略)

平成31年度地域実践研究事業に係る公募について（依頼）

平素より、本研究所の事業に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本研究所では、平成28年度から平成32年度まで、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が抱える課題を研究テーマとして設定し、本研究所と教育委員会が協働して行う「地域実践研究事業」を実施しております。平成31年度につきましても、地域実践研究事業に参画いただく教育委員会を公募することとしました。

詳細につきましては、下記の別紙資料をご参照の上、事業への参画を希望する場合は公募要領に従い御応募いただきたく存じます。

また、平成30年度より「短期派遣型地域実践研究」につきましては、市区町村教育委員会からの申請も可能となりました。都道府県教育委員会におかれましては、管内市区町村教育委員会にもお知らせいただきますようお願いいたします。本事業や公募に関して御不明なことがございましたら、下記問い合わせ先までメールまたは電話にて御相談ください。

応募の締切りは平成30年11月30日（金）とさせていただきます。御協力をよろしくお願いします。

なお、中核市教育委員会には、別添写しのとおり案内を配布しております。

記

- ・別紙1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所平成31年度地域実践研究事業公募要領
- ・別紙2 平成31年度実施のメインテーマ及びサブテーマ
- ・別紙様式1 平成31年度地域実践研究事業申請書
(長期派遣型地域実践研究)(短期派遣型地域実践研究)
- ・参考資料1 地域実践研究に参画するとどんなメリットがありますか？
地域実践研究「長期派遣型」「短期派遣型」について
- ・参考資料2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究事業実施要項
(長期派遣型地域実践研究)(短期派遣型地域実践研究)
- ・参考資料3 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究員受入要項
(長期派遣型地域実践研究)(短期派遣型地域実践研究)
- ・参考資料4 地域実践研究員受入申請書
(長期派遣型地域実践研究)(短期派遣型地域実践研究)
- ・参考資料5 平成28・29年度地域実践研究事業報告書

以上

<本件のお問い合わせ先>

総務部総務企画課企画評価グループ企画評価係（城山・坂上・佐藤）

TEL 046-839-6897

E-mail a-hyouka@nise.go.jp

各中核市教育委員会

義務教育主管課長	殿
高等学校教育主管課長	殿
特別支援教育主管課長	殿

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

理事長 宋戸 和成
(公印省略)

平成31年度地域実践研究事業に係る公募について（依頼）

平素より、本研究所の事業に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本研究所では、平成28年度から平成32年度まで、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が抱える課題を研究テーマとして設定し、本研究所と教育委員会が協働して行う「地域実践研究事業」を実施しております。平成31年度につきましても、地域実践研究事業に参画いただく教育委員会を公募することとしました。

「短期派遣型」につきましては、市区町村教育委員会からの申請も可能となっております。詳細につきましては、下記の別紙資料を御参照の上、事業への参画を希望する場合は、公募要領に従い御応募いただきたく存じます。本事業や公募に関してご不明なことがございましたら、下記問い合わせ先までメールまたは電話にて御相談ください。

応募の締切りは平成30年11月30日（金）とさせていただきます。御協力をよろしくお願いします。

なお、都道府県教育委員会には別添写しのとおり案内を配布しております。

記

- ・別紙1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所平成31年度地域実践研究事業公募要領
- ・別紙2 平成31年度実施のメインテーマ及びサブテーマ
- ・別紙様式1 平成31年度地域実践研究事業申請書
(長期派遣型地域実践研究)(短期派遣型地域実践研究)
- ・参考資料1 地域実践研究に参画するとどんなメリットがありますか？
地域実践研究「長期派遣型」「短期派遣型」について
- ・参考資料2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究事業実施要項
(長期派遣型地域実践研究)(短期派遣型地域実践研究)
- ・参考資料3 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究員受入要項
(長期派遣型地域実践研究)(短期派遣型地域実践研究)
- ・参考資料4 地域実践研究員受入申請書
(長期派遣型地域実践研究)(短期派遣型地域実践研究)
- ・参考資料5 平成28・29年度地域実践研究事業報告書

以上

<本件のお問い合わせ先>

総務部総務企画課企画評価グループ企画評価係（城山・坂上・佐藤）

TEL 046-839-6897

E-mail

a-hyouka@nise.go.jp

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
平成 31 年度地域実践研究事業公募要領

平成 30 年 10 月 3 日

1. 事業名

地域実践研究事業

2. 趣旨

平成 26 年に批准した「障害者の権利に関する条約」や平成 23 年に改正された障害者基本法、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、現在、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。本事業は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が、インクルーシブ教育システム構築に向けて、地域や学校が直面する課題を研究テーマとして設定し、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協働して課題の解決を図る研究（以下「地域実践研究」という。）を行い、その成果を普及することにより、インクルーシブ教育システム構築に資するものである。

3. 公募対象

教育委員会

4. 期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5. 事業内容

地域実践研究事業は、研究所が実施主体となり、教育委員会と協働しながらインクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題を解決する研究を行うものである。研究所は教育委員会に対して、地域実践研究に関するメインテーマ及びサブテーマを提示し、教育委員会はそこから地域の課題・実情に応じたテーマを選択し、研究所に申請をする。研究所は申請のあった教育委員会の中から選考を行い、指定研究協力機関として指定する。

研究所は、サブテーマごとに研究所の研究員、教育委員会から派遣された地域実践研究員、外部研究者等による研究グループを組織して、研究活動を推進する。教育委員会の地域実践研究への参画期間は 1 年間とするが、再度の応募も可とする。

研究所は、研究期間中及び研究終了後に、指定研究協力機関の協力を得て、インクルーシブ教育システムの構築に資するための、研究成果の普及に努める。

○メインテーマ 1：インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究

- ・サブテーマ 教育相談、就学先決定に関する研究
- ・サブテーマ インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究

○メインテーマ 2：インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実地的研究

- ・サブテーマ 多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究
- ・サブテーマ 学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究

別紙 1

派遣の形態については、以下のとおりである。

(1) 長期派遣型

①形態

教育委員会より派遣された地域実践研究員が、年間を通じて研究所にて研究所職員と共に地域の課題を解決するための研究活動を行う。

②長期派遣型地域実践研究員の対象

教育委員会の指導主事や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員で、各地域における課題を研究所職員と共に研究する資質のあるもの

③申請者

都道府県・指定都市教育委員会

(2) 短期派遣型

①形態

教育委員会より申請があり、研究所が決定した地域実践研究員が、主に地域にて研究活動を行う。研究所への派遣は、年間3回、1回につき2日間程度であり、日頃の研究活動や進捗状況等について研究所職員と共に検討する。

②短期派遣型地域実践研究員の対象

教育委員会または関係する機関の指導主事等で、各地域における課題を、研究所職員と共に研究する資質のあるもの

③申請者

都道府県・指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会

6. 申請方法

(1) 申請書様式

申請書様式は長期派遣型地域実践研究については別紙様式1-1、短期派遣型地域実践研究については別紙様式1-2によるものとし、それぞれ第二希望まで記入すること。

A4縦判横書きとし、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

また、申請書様式以外に、該当する研究内容について明記している資料があれば、添付すること。（例：研究計画書、すでに作成している研究経過報告書、等）

※ 申請様式は、本研究所ホームページよりダウンロードできます。

http://nc.nise.go.jp/about_nise/inclusive_center

（本研究所 インクルーシブ教育システム推進センター）

(2) 提出方法

申請書は、以下の2通りで提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。

①電子メール

・別紙様式による申請書様式をWord、一太郎又はPDFファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。

・メールの件名は「（都道府県・市区町村名）：地域実践研究事業申請」とすること。

②郵送等（郵便等）

・正本を1部提出すること。なお、提出書類は返却しない。

別紙 1

(3) 提出先

①電子メール：a-hyouka@nise.go.jp

②郵送先及び本件担当

住所 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1

宛先 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部総務企画課企画評価グループ
企画評価係（宛）

電話 046-839-6897

(4) 提出締切

平成30年11月30日（金）

・電子メールは当日までの送信記録があるもの。郵送等の場合、当日18時必着。

(5) その他

申請書等の作成費用については、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。また、提出された申請書等については、返却しない。

申請に関して不明なことがあれば、(3) 提出先電子メールまたは電話にて相談ください。指定都市を除く市区町村教育委員会につきましては、事前に申請の旨を都道府県教育委員会に連絡願います。

7. 採択件数

採択件数：長期派遣型地域実践研究 8 件程度 短期派遣型地域実践研究 8 件程度

8. スケジュール（予定）

公募締切：平成30年11月30日（金）

審査：平成30年12月上旬

結果通知：平成30年12月中旬

地域実践研究員受入申請：平成31年2月末

9. その他

その他事業に係る詳細については、地域実践研究事業実施要項等によるものとする。

平成 31 年度実施のメインテーマ及びサブテーマ

メインテーマ 1 : インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究

サブテーマ

(1) 教育相談、就学先決定に関する研究

【想定される研究内容】

- ・ 就学に関する教育相談の在り方（本人、保護者への情報提供、合意形成等）
- ・ 幼稚園等と小学校・特別支援学校との連携
（就学支援シート・相談支援ファイル・個別の教育支援計画の作成・活用等）
- ・ 就学先決定後の柔軟な見直しの在り方

(2) インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究

【想定される研究内容】

- ・ 通常の学級の教員への理解啓発（教員の意識変容のプロセス）
- ・ 障害のある子どもの理解及び障害のある子どもへの教育の理解
- ・ 保護者や地域への理解啓発
- ・ 教職員研修プログラムの開発と活用及びその評価

メインテーマ 2 : インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する
実際的研究

サブテーマ

(3) 多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究

【想定される研究内容】

- ・ 校内支援体制のさらなる充実に向けた方策の検討（学校経営、校内委員会の充実、特別支援学校のセンター的機能の活用、校内研修や校内研究の在り方等）
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の校内支援体制や学級経営の改善方策
- ・ 教育委員会からの学校への支援の在り方
- ・ 交流及び共同学習の推進による学校づくり

(4) 学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究

【想定される研究内容】

- ・ 学校における合理的配慮を提供するプロセス（本人・保護者との合意形成、個別の教育支援計画への記載、個別の指導計画への活用等）
- ・ 学校における基礎的環境整備の在り方
- ・ 合理的配慮の効果や見直し
（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場）
- ・ 児童生徒の特性や状態に応じた教材教具の活用と評価の在り方

(別紙様式 1 - 1)

平成 31 年度地域実践研究事業申請書

長期派遣型

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

教育委員会名

教育長名

印

下記のとおり地域実践研究事業への参画を申請します。

	第一希望	第二希望
希望する メインテーマ		
希望する サブテーマ		
地域の課題 (地域や学校の現状や 課題、研究課題を設定 する理由等について記 入してください。)		
地域実践研究の内容 (実施要項別紙の研究 内容例を参考に、具体 的な研究内容を記入し てください。)		

※ 上記の研究内容が記載されている資料があれば添付してください。

※ 第二希望までご記入ください。

教育委員会における地域実践研究事業の担当者

職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

e-mail :

(別紙様式 1 - 2)

平成 31 年度地域実践研究事業申請書

短期派遣型

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

教育委員会名

教育長名

印

下記のとおり地域実践研究事業への参画を申請します。

	第一希望	第二希望
希望する メインテーマ		
希望する サブテーマ		
地域の課題 (地域や学校の現状や課題、研究課題を設定する理由等について記入してください。)		
地域実践研究の内容 (実施要項別紙の研究内容例を参考に、具体的な研究内容を記入してください。)		

※ 上記の研究内容が記載されている資料があれば添付してください。

※ 第二希望までご記入ください。

教育委員会における地域実践研究事業の担当者

職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

e-mail :

地域実践研究に参画するとどんなメリットがありますか？

A. 研究所と教育委員会が協働しながら、インクルーシブ教育システムの構築に向け、
地域の課題と一緒に取り組み、地域に貢献します。

- ・他の地域の取組状況がわかります。
- ・国内外の最新情報が得られます。
- ・研究所研究員が地域の研修会に情報提供します。
- ・人材育成の場になります。



◆地域実践研究には「長期派遣型」と「短期派遣型」があります◆

長期派遣型

年間を通じて研究所にて研究活動
対象：教育委員会の指導主事や
幼小中高特別支援学校の教員

- ・研究力が身につきます。
研究所研究員と共に課題解決のための研究を進めます
- ・特別支援教育に関する最先端の情報が得られます。
研究所主催の専門研修講義、文部科学省主催の連絡協議会等
に出席可能です
- ・様々な地域に出向き、情報収集等ができます。

短期派遣型

主に地域にて研究活動
対象：教育委員会の指導主事等

- ・全国的な研究動向を組み入れつつ
地域で研究に取り組むことができます。
- ・他の地域の取組状況がわかります。
年3回の研究推進プログラムを開催 定期的に話し合います
- ・研究所への派遣期間は 年間3回、1回につき2日間程度です。

「長期派遣型」「短期派遣型」について

- ・地域実践研究は、地域実践研究員の派遣形態によって、「長期派遣型」と「短期派遣型」の2種類があります。それぞれの特徴は下記のとおりです。
- ・平成30年度からは、**市区町村教育委員会からの応募も可能**としています。

長期派遣型の特徴

- 【形態】・研究員が研究所に常駐して研究に取り組むため、日常的に担当研究員と相談・協議をすることができます。
- ・文部科学省主催の会議やセミナーに出席したり、先進地域への情報収集に出掛けることで、最新の情報を収集し地域に還元することができます。
- ・研究所で開講している研修講義を聴講することができ、これにより、特に将来のリーダーとしての資質向上が期待されます。
- 【対象】・都道府県、指定都市教育委員会の指導主事や学校の教員
- 【申請方法】・都道府県・指定都市教育委員会から、所定の様式にて電子メール又は郵送にて申請

短期派遣型の特徴

- 【形態】・派遣期間が短い（研究所への派遣は年3回、各回2日程度）ため、地域実践研究員を派遣しやすくなります。代替の職員も必要ありません。
- ・短期派遣型の研究を推進する「研究推進プログラム」を実施します。このプログラムに参加することにより、他の指定研究協力機関と課題解決の共有を図ることが可能になります。
- 【対象】・都道府県、指定都市又は市区町村の教育委員会や教育センター等の指導主事等
- 【申請方法】・都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会から、所定の様式にて電子メール又は郵送にて申請

平成31年度地域実践研究公募の流れ

教育委員会

- ②【申請】 **平成30年11月30日公募〆切**
- 地域実践研究事業の参加を特総研に申請
※研究課題を選択し、研究計画書を作成
※短期派遣型は、**市区町村教育委員会から申請可**

- ④【地域実践研究員受入申請】
平成31年2月末
- 派遣後、教育委員会は地域の課題解決に向け、地域実践研究員の研究が推進されるよう支援

国立特別支援教育総合研究所

- ①【公募】 **10月●●日**
- 地域や学校がインクルーシブ教育システムの実現に向けて直面する課題から、メインテーマ2課題、サブテーマ数課題を設定し公募

- ③【指定研究協力機関の指定】 **12月**
- 申請のあった都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会を指定協力機関として指定

- ⑤ サブテーマ毎に特総研の研究員、地域実践研究員により研究グループを組織し、地域実践研究アドバイザー等のアドバイスを受けながら研究を推進

地域実践研究員の役割

「地域実践研究への参画」「研究実践校（地域）との連携」「地域への研究成果の還元」

※ 事業期間は単年度とし毎年公募を行います。再度応募いただくことも可能です。

お問い合わせ先：総務部総務企画課企画評価グループ企画評価係（城山・坂上・佐藤）

TEL 046-839-6897 E-mail a-hyouka@nise.go.jp

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究事業実施要項 (長期派遣型地域実践研究)

平成 29 年 10 月 4 日

1. 目的

この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が、インクルーシブ教育システム構築に向けて、地域や学校が直面する課題を研究テーマとして設定し、都道府県・指定都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協働して課題の解決を図る研究（以下「地域実践研究」という。）を実施するにあたり必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

2. 対象

地域実践研究事業に参画する団体は、教育委員会とする。

3. 期間

地域実践研究事業への参画は、1 年間とする。

4. 事業内容

地域実践研究事業は、研究所が実施主体となり、教育委員会と協働しながらインクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題を解決する研究を行うものである。研究所は教育委員会に対して、地域実践研究に関するメインテーマ及びサブテーマを提示し（別紙）、教育委員会はそこから地域の課題・実情に応じたテーマを選択し、公募要領に従い研究所に申請を行う。研究所は申請のあった教育委員会の中から選考を行い、指定研究協力機関として指定する。

研究所は、サブテーマごとに研究所の研究員、教育委員会から派遣された地域実践研究員、外部研究者等による研究グループを組織して、研究活動を推進する。地域実践研究の各課題は 2 年間で実施するものであり、教育委員会の地域実践研究への参画期間は 1 年間とする。

研究所は、研究期間中及び研究終了後に、指定研究協力機関の協力を得て、インクルーシブ教育システムの構築に資するための、研究成果の普及に努める。

5. 研究所、教育委員会、長期派遣型地域実践研究員の役割

(1) 研究所の役割

- ・地域や学校がインクルーシブ教育システムの構築に向けて直面する課題から、メインテーマ及びサブテーマを設定
- ・申請のあった教育委員会の中から指定研究協力機関を指定
- ・サブテーマ毎に、研究所の研究員、地域実践研究員、外部研究者等による研究グループを組織し研究を推進
- ・研究成果の普及

(2) 教育委員会の役割

- ・地域実践研究事業を研究所に申請
- ・指定研究協力機関に指定された後、長期派遣型地域実践研究員を研究所に派遣（1 年間）
- ・研究実践校（地域）を指定した場合、研究実践校及び地域の研究進捗状況の把握
- ・研究成果の普及への協力

参考資料 2

(3) 長期派遣型地域実践研究員の役割

- ・ 地域実践研究への参画
- ・ 研究実践校（地域）との連絡調整、教育委員会への研究進捗状況の報告
- ・ 先進地域の情報収集
- ・ その他研修事業への参画等、専門性向上に資する活動

6. 長期派遣型地域実践研究員の対象

教育委員会の指導主事や学校の教員で、各地域における課題を、研究所職員とともに研究する資質のある者

7. 経費負担

地域実践研究事業の実施に係る費用（交通費、会場借料、謝金、印刷製本費、地域実践校等で要する経費）は、原則として研究所が支出するものとする。

ただし、長期派遣型地域実践研究員の給与、諸手当、宿泊費及び派遣に関わる費用は、教育委員会の負担とする。

8. 地域実践研究事業の中止又は期間の延長

研究所及び教育委員会は、天災その他やむを得ない理由のため、地域実践研究の継続が困難となったときは、両者協議の上、当該地域実践研究を中止し、または研究期間を延長することができる。

9. その他

その他、地域実践研究事業の実施に関し必要な事項は、研究所が別に定めるものとする。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究事業実施要項 (短期派遣型地域実践研究)

平成 29 年 10 月 4 日

1. 目的

この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が、インクルーシブ教育システム構築に向けて、地域や学校が直面する課題を研究テーマとして設定し、都道府県・指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協働して課題の解決を図る研究（以下「地域実践研究」という。）を実施するにあたり必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

2. 対象

地域実践研究事業に参画する団体は、教育委員会とする。

3. 期間

地域実践研究事業への参画は、1 年間とする。

4. 事業内容

地域実践研究事業は、研究所が実施主体となり、教育委員会と協働しながらインクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題を解決する研究を行うものである。研究所は教育委員会に対して、地域実践研究に関するメインテーマ及びサブテーマを提示し（別紙）、教育委員会はそこから地域の課題・実情に応じたテーマを選択し、公募要領に従い研究所に申請を行う。研究所は申請のあった教育委員会の中から選考を行い、指定研究協力機関として指定する。

研究所は、サブテーマごとに研究所の研究員、教育委員会から派遣された地域実践研究員、外部研究者等による研究グループを組織して、研究活動を推進する。地域実践研究の各課題は 2 年間で実施するものであり、教育委員会の地域実践研究への参画期間は 1 年間とする。短期派遣型で申請する場合、地域実践研究員の研究所への派遣は、研究所の指定する日とし、必要に応じて来所することができる。その他の日は、研究所職員と連絡を取りながら地域において研究活動を行う。

研究所は、研究期間中及び研究終了後に、指定研究協力機関の協力を得て、インクルーシブ教育システムの構築に資するための、研究成果の普及に努める。

5. 研究所、教育委員会、短期派遣型地域実践研究員の役割

（1）研究所の役割

- ・地域や学校がインクルーシブ教育システムの構築に向けて直面する課題から、メインテーマ及びサブテーマを設定
- ・申請のあった教育委員会の中から指定研究協力機関を指定
- ・サブテーマ毎に、研究所の研究員、地域実践研究員、外部研究者等による研究グループを組織し研究を推進
- ・研究成果の普及

（2）教育委員会の役割

- ・地域実践研究事業を研究所に申請

参考資料 2

- ・ 指定研究協力機関に指定された後、短期派遣型地域実践研究員を研究所が実施する研究推進プログラムに派遣（春季 2 日間 夏季 2 日間 冬季 2 日間 程度を予定）
- ・ 研究実践校（地域）を指定した場合、研究実践校及び地域の研究進捗状況の把握
- ・ 研究成果の普及への協力

（3）短期派遣型地域実践研究員の役割

- ・ 地域実践研究への参画（所属する教育委員会における研究活動、研究所が実施する研究推進プログラムへの参加）
- ・ 研究実践校（地域）との連絡調整
- ・ 教育委員会への研究進捗状況の報告

6. 短期派遣型地域実践研究員の対象

教育委員会または関係機関の指導主事等で、各地域における課題を、研究所職員とともに研究する資質のある者

7. 経費負担

地域実践研究事業の実施に係る費用（会場借料、謝金、印刷製本費、地域実践校等で要する経費）は、原則として研究所が支出するものとする。

短期派遣型地域実践研究員の研究所への派遣の際の交通費及び宿泊費等に関わる費用は、教育委員会の負担とする。

8. 地域実践研究事業の中止又は期間の延長

研究所及び教育委員会は、天災その他やむを得ない理由のため、地域実践研究の継続が困難となったときは、両者協議の上、当該地域実践研究を中止し、または研究期間を延長することができる。

9. その他

その他、地域実践研究事業の実施に関し必要な事項は、研究所が別に定めるものとする。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 長期派遣型地域実践研究員受入要項

制定 平成28年11月1日
改正 平成29年9月27日

（目的）

第1条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する地域実践研究事業に参画する長期派遣型地域実践研究員（以下「長期派遣研究員」という。）の受入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（長期派遣研究員）

第2条 長期派遣研究員は、地域実践研究事業の指定研究協力機関として指定を受けた都道府県・指定都市教育委員会の教職員であって、理事長が受入を承認した者とする。

2 長期派遣研究員の派遣に当たっては、都道府県・指定都市教育委員会教育長は、長期派遣研究員受入申請書（別紙様式）に、申請する教職員の略歴書を添えて理事長に申請する。

3 前項の申請があったときは、理事長は、長期派遣研究員として相応しいと認める場合に承認するものとする。

（長期派遣研究員の活動）

第3条 理事長は、前条の申請を承認した場合は、長期派遣研究員を受入申請書に適合する研究グループに配属させ、研究グループの一員として研究に参画させるものとする。

2 長期派遣研究員は、研究所において地域実践研究に関する地域実践研究活動に従事する。また、本務に支障がない限りにおいて、長期派遣研究員個人が有する課題に関する活動を行うことができる。

3 理事長は、長期派遣研究員毎に、その研究活動や資質向上に関する活動を支援するため、研究所の職員の中から担当研究員を選任する。

（受入期間）

第4条 長期派遣研究員の受入期間は4月から翌年3月までとする。

（規則等の遵守）

第5条 長期派遣研究員は、研究所の規則等を遵守しなければならない。

（施設等の利用）

第6条 長期派遣研究員は、研究所の研修員宿泊棟を利用することができる。その他、研究所の了解の下に施設及び設備を利用することができる。

（講義聴講と単位認定）

第7条 長期派遣研究員は、所定の手続きを経た後、専門研修等の講義等を聴講することができる。また、当該講義等について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3の免許状更新講習の修了の認定又は同法別表第3備考第6号の文部科学大臣の認定する講習の単位の認定を受けることができる。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年9月27日から施行する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 短期派遣型地域実践研究員受入要項

制定 平成28年11月1日
改正 平成29年9月27日

（目的）

第1条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する地域実践研究事業に参画する短期派遣型地域実践研究員（以下「短期派遣研究員」という。）の受入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（短期派遣研究員）

第2条 短期派遣研究員は、地域実践研究事業の指定研究協力機関として指定を受けた都道府県、指定都市又は市区町村の教育委員会の教職員であって、理事長が受入を承認した者とする。

2 短期派遣研究員の派遣に当たっては、都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会の教育長は、短期派遣研究員受入申請書（別紙様式）に、申請する教職員の略歴書を添えて理事長に申請する。

3 前項の申請があったときは、理事長は、短期派遣研究員として相応しいと認める場合に承認するものとする。

（短期派遣研究員の活動）

第3条 理事長は、前条の申請を承認した場合は、短期派遣研究員を受入申請書に適合する研究グループに配属させ、研究グループの一員として研究に参画させるものとする。

2 短期派遣研究員は、所属する都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会において、地域実践研究に関する研究活動に従事するとともに、研究所が実施する研究推進プログラムに参加する。

3 理事長は、短期派遣研究員毎に、その研究活動を支援するため、研究所の職員の中から担当研究員を選任する。

4 短期派遣研究員は、研究所の担当研究員と相互に連絡し合い、地域実践研究に関する研究活動をする。

（受入期間）

第4条 短期派遣研究員の受入期間は4月から翌年3月までとする。

（施設等の利用）

第5条 短期派遣研究員は、研究所の了解の下に、研究所の研修員宿泊棟、その他施設及び設備を利用することができる。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年9月27日から施行する。

(参考資料 4－1) 指定協力機関決定後、平成 31 年 2 月末までに提出いただきます。

平成 31 年 月 日

長期派遣型地域実践研究員受入申請書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

教育委員会名

教育長名

印

下記のとおり地域実践研究員の受入を申請しますので承認願います。

ふりがな 氏名 生年月日	性別 年齢	勤務先	職名
昭和・平成 年 月 日生	男・女		
	歳		
教職経験年数 年	障害のある幼児児童生徒の 教育経験年数 年	行政経験年数 年	
教育委員会が申請したメインテーマ			
教育委員会が申請したサブテーマ			
これまでの教育・研究活動の概要			
所有する教員免許状			
申請に当たっての特記事項（教育委員会が申請したテーマ以外に取り組みたい課題がある場合にはここに記入して下さい）			

(参考資料 4－2) ※ 指定協力機関決定後、平成 31 年 2 月末までに提出いただきます。

平成 31 年 月 日

短期派遣型地域実践研究員受入申請書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

教育委員会名

教育長名

印

下記のとおり地域実践研究員の受入を申請しますので承認願います。

ふりがな 氏名 生年月日	性別 年齢	勤務先		職名
昭和・平成 年 月 日生	男・女			
	歳			
教職経験年数 年	障害のある幼児児童生徒の 教育経験年数 年		行政経験年数 年	
教育委員会が申請したメインテーマ				
教育委員会が申請したサブテーマ				
これまでの教育・研究活動の概要				
所有する教員免許状				
申請に当たっての特記事項（教育委員会が申請したテーマ以外に取り組みたい課題がある場合にはここに記入して下さい）				